

ポイ禁だより



「出雲市飲料容器及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」（通称：ポイ禁条例）を制定してから10年余りが経過しました。この条例では空き缶、たばこの吸い殻などのポイ捨て、飼犬のふんの放置を禁止しています。出雲市ポイ捨て禁止推進協議会では「ポイ捨て禁止」を広く市民に呼びかけるため広報紙や有線放送などで呼びかけを行ったり、街頭での定期的なキャンペーンを実施したりしています。しかし、残念ながら「ポイ捨て」や「不法投棄」はなかなかなくなるのが現状です。

★不法投棄は犯罪です!!



山林に投棄されたテレビ、ソファなど(平田 上寄摺木山線)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）によって固く禁じられています。

罰則…

5年以下の懲役若しくは1千万円以下(法人は1億円以下)の罰金

たとえ捨てた物がビン、缶、紙くずなどちょっとした家庭ごみであっても、この行為は不法投棄であり、犯罪です。きびしい処罰の対象となります。

出雲署管内の検挙件数… **6**件
平成23年度(12月現在)

★不法投棄パトロール実施

11月に「不法投棄パトロール」を実施し、協議会委員、警察署、県産業廃棄物協会、地元の方々と合同で行いました。

人の目が行き届かない場所や、雑草が生い茂ったところには、テレビ、家具、家庭ごみやタイヤなど多くのごみが不法投棄されていました。

出雲市ポイ捨て禁止推進協議会では、不法投棄防止対策として監視カメラと啓発用看板を設置しました。



◎不法投棄をされないために…

自分の土地を守るのは自分自身です。不法投棄をされないために雑草の伐採や柵の設置、定期的な見回りなどを行い、不法投棄をされにくい環境をつくりましょう。

★モラルと責任を持って美しい出雲市を…

市民の皆さんの暮らしから生じるごみは、決められたルールに従って回収されています。

しかし、残念なことに、一部の心ない人による、山林、道路、河川敷、空き地などへのごみの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄された廃棄物は、美観を損なうばかりか、新たな不法投棄を誘発し、環境汚染を引き起こし、生活環境を悪化させることとなります。このようなことは一人ひとりのモラルの問題で、心がけしだいで解決できることです。

21世紀を担う子どもたちのためにも大人が良き手本を示さなければなりません。モラルと責任を持って美しいまちをつくりましょう。

出雲市ポイ捨て禁止推進協議会
平成23年度の活動報告

★環境美化表彰式を行いました

平成23年度「出雲市ポイ捨て禁止推進協議会総会（平成23年5月開催）」において、環境美化活動の推進に顕著な功績のあった5個人（団体）に環境美化表彰を行い、ボランティアの取り組みをたたえました。



表彰式の様子

平成23年度 被表彰者（敬称略）

朝倉美化サポートクラブ	代表	三原憲治
安食 芳夫		
出雲ローカルサーファー	代表	竹内 猛
西三部高齢者クラブ百年会	会長	柳楽和夫
十六夜自治会	代表	荒木慎吾

★ポイ捨て禁止キャンペーン

6月に「道の駅キララ多伎」7月に「荒神谷ハスマつり会場」10月に「出雲そばまつり会場」で、買い物客・観光客・ドライバーに啓発用品を配り、ポイ捨て禁止とマナーの向上を呼びかけました。その後周辺のごみ回収作業を行い、ポイ捨てのない出雲市になるようPRしました。

ポイ捨てをしない、させない意識を住民一人ひとりが持ち、実践・行動していくことが大切です。



★18万人ポイ捨て一掃大作戦

10月を「ポイ捨て禁止月間」として、自宅周辺や道路等に落ちている空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てごみを拾い、きれいなまちづくりを展開しました。

今年度は、個人・町内会・企業・学校・ボランティアグループなど併せて9,618人の方から参加報告がありました。
ご協力ありがとうございました。



【おたずね】 出雲市ポイ捨て禁止推進協議会（事務局：環境生活課内）
TEL：21-6535 FAX：21-6597